

## 鹿島市総合教育戦略会議（第8回） 議事録（概要版）

1 開催日時 平成28年1月14日（火）9時00分から11時54分まで

2 開催場所 鹿島市役所 3階 庁議室

### 3 出席者等

- ・法定構成員 樋口市長、田中教育委員会委員長、江島教育委員会教育長、中島教育委員会委員、田代教育委員会委員  
※木原教育委員会委員は欠席
- ・市長部局 藤田副市長、橋村総務部長、打上市民部長、大代総務課長兼人権・同和対策課長、土井企画財政課長、橋村福祉事務所長、事務局（総務課職員 江頭、原田）
- ・教育委員会部局 染川教育次長兼教育総務課長、藤家教育総務課課長補佐、小川指導主事、
- ・外部関係 なし
- ・傍聴 なし

### 4 協議又は調整した事項（確認事項含む。）

- (1) 第7回鹿島市総合教育戦略会議（12/1開催分）の議事録素案について
  - ・議事録素案の内容を確認。
- (2) これまでの会議の整理と主な論点
  - 5 出席者の発言のとおり
- (3) 大綱の策定案
  - 5 出席者の発言のとおり
- (4) 大綱の内容案
  - 5 出席者の発言のとおり
- (5) 鹿島市いじめ防止基本方針案
  - 5 出席者の発言のとおり

### 5 出席者の発言

司会：橋村総務部長

1 開会（橋村総務部長）

#### 2 市長あいさつ

樋口市長 これからは、従来の戦略会議とは少し状況が変わってくるのかと思います。

一つはこれまでテーマを定めてそれをめぐっての議論だった訳ですが、これからは戦略会議の一つの目的でございます大綱の策定に向けてということがございますので、それをとりあえず最初のステップとして議論を進めていかないとはいけませんので、そういうことを御認識をいただいております。その場合、法令上の問題から言いますと市長あるいは市長部局が決めるということですから、決めればよい訳ですけども、それなら何のために戦略会議を開いているか分からないと言う話ですから、会議の内容と十分に連携をとってということになりますし、この会議自体は、法律にございますように従来の教育委員会の会合に市長が市民の考え方を踏まえて参加をするということになります。従って、大綱は市長が決めることと書いてあるはずですけども、今度は委員の皆さんの意見がどれだけ反映されているのかということがむしろ議論になりますので、大綱についての御意見をあらかじめ逐次お伺いをしながらという、今度は違う場面での進め方になりますので、そういう会議の最初だと思っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

### 3 確認事項

#### (1) 第7回鹿島市総合教育戦略会議（12/1開催分）の議事録素案について

橋村総務部長 そしたら確認事項の(1)の第7回の鹿島市総合教育戦略会議の議事録素案についてなんですけれども、お目通しをしていただいた分で何かございましたら、よろしいでしょうか。（「はい」という発言あり）はい、ありがとうございます。

#### (2) これまでの会議の整理と主な論点

（大代総務課長説明 これまでの会議の整理と主な論点の説明。

「第2回学力について」

- ・様々な取組に対する効果とその評価
- ・教える側と教わる側のどちらに問題があるのか原因が分からない。
- ・みんな連れていくような勉強の方法
- ・徹底と継続が足りない、しかしその時間がない。
- ・教師の多忙感と学力への危機感
- ・授業日数が減っている中で学校教育のあり方
- ・子どもたちの意欲
- ・家庭教育だけでなく地域の教育力、市全体でバックアップするような仕組み
- ・学力が高い低いについて問題があると思うか。

「第3回学力について（第2回からの引き続き）」

- ・学力向上対策委員会の中では継続と徹底が課題
- ・土曜日授業、授業時間が増えれば学力が上がるという前提

- ・教師の多忙感
  - ・教師の資質
  - ・規則正しい生活習慣と学力向上
  - ・家庭環境の問題、一部には家庭で色々な問題を抱えていて、教育以前の状況
- 「第4回 ICT 教育、ふるさと教育、東部中で実際に電子黒板の使用方法を見た上での議論」

- ・ICT 教育の効果はあると思うが、学力はどういうふうになっているのか、人格形成について効果が期待できるのか。
- ・先生も ICT を使いこなせないといけない。
- ・ソフトをどれくらい揃えることができるかという課題
- ・良い先生の生徒の学力は向上するけど、そうでないと生徒の学力は上がらないんじゃないか。
- ・何年か後に市独自で ICT 教育を導入したことによる分析をグラフ化できるようになれば分かりやすい。
- ・ふるさと教育は、本当は色々あるけれども何もなかというようなことを言われるので、まず大人が意識を改めて子どもたちに鹿島には色々な良いところがあるということを教えることが全体的なふるさと教育に繋がるのでは。
- ・先生の地域への参加と広域異動と多忙感、先生が広域から通勤されると通勤に時間をとられてそれがために勤務先の地域の行事にも参加できないし、先生の住まい地でも交流が希薄になるのでは。
- ・見せる教育方法ということで、ビジュアル的に見せてあげることが重要
- ・学校独自の企画とコミュニティスクールの活用
- ・いずれも教科書で得られないもの、ガタリンピックへの参加、普段見ることができないものを電子黒板で見せるとか、そういったことを体験することが重要

「第5回学校以外での過ごし方」

- ・学校以外は教師との距離感、学校の外になってしまったら先生の目の届かない所になってしまう。
- ・家庭、学校の関わり方が千差万別、塾に行く子もいればクラブ活動をする子もいる、学校や保護者の関わり方が千差万別になってしまう。
- ・学校外となればそれだけ家庭のウエイトが大きい。過ごし方も家庭によって大きく異なってしまう。
- ・最近の子どもたちは宿題、塾、社会体育と忙しい、それと全く何もしない子どもたちもいる。
- ・学力も低いなら低いでいい人間としてちゃんとしていた方がいいという人と、ある程度のレベル、平均より高くないといけないという人もいる。自分達はきちんと何点、またどのくらい違うと言ってくれないと子どもたちにも説明できないというような、PTA との懇談会、区長会との懇談会で聴取した意見が示される。
- ・やる気、能力があれば誰でもチャンスがあるということでの公教育は必要である。
- ・これまでの日本発展は全国民が国語から音楽、体育、美術まで全部習って共通項があった。今はどちらかと言うと音楽、美術みたいなものは好きな人が習ったらいいと変わってきているのではないだろうか。
- ・基礎学力をしっかりと定着させることが大事、そうすると自ずと学力は上がる。
- ・地域活動は保護者だけでなく、地域のあり余った時間を持っていらっしゃる年配者の力を借りればいいのか。

「第6回文化・スポーツについて」

- ・指導者によって対応が違う、良い先生だったら良い成績を出して先生が変わったら成績がガラッと違ったりする、指導者によって全然対応が違う。
- ・指導者の向上は切磋琢磨していく方法しかない、地域の理解熱意もものすごく影響する。
- ・体罰がダメとなっている中で子どもたちをもっと叱ってほしいというお願いと躰、指導の困難さがある。
- ・文化面での学校での受け皿ということで文化部が吹奏楽部以外に西部中の美術部しかないという課題。生徒数の減少、指導者の不在が原因。
- ・少子化と子どもの忙しさから地域伝承芸能への危機感、部活や習い事に行かなければならないので地域の活動に参加できないというような状況
- ・昔はどちらかと言うと勉強する子とスポーツする子に概ね分かれていたけれども、近頃は勉強もスポーツもする子それと全くしないというような状況になっている。
- ・体力調査の結果からいけば体力がなくていいという人はいないのでは。

「第7回いじめ不登校等安全安心について」

- ・取組に対するその効果や評価、いじめ不登校が減ってきたと思っていいのか、お金の時間をかけて色々やって、それでどうだったのかという評価が欲しい。
  - ・保護者からは信頼感や絆というキーワードを聞く信頼感を取り戻してくれとか親と子どもと学校との間の絆みたいなものを作ってくれとかそういうキーワードが共通にある。
  - ・市民が納得するような仕組みの構築が必要である。
  - ・躰、体罰、虐待、これは要保護児童の取扱いとして3つの要素がある。
  - ・非行に対する対応は学校教育の中なのか地域の教育なのか難しい部分がある。
  - ・不登校の原因はほとんどが心因性、ほかには怠けと養育力ではないのか。
  - ・通学路の安全性をもっと確保してほしい。
  - ・いじめは被害者と加害者が一瞬のうちに入れ替わるというような状況もある。）
- ・第3回学力についてのところで、教師の多忙感の最初の方、調査もの、報告もの、生徒指導そして通級指導教室という言葉があるが、通級指導教室があるから多忙であるということに繋がらないので、これは削除した方がいいかと思う。

## 4 協議事項

### (1) 大綱の策定案 (2) 大綱の内容案

(大代総務課長 大綱の策定案について説明 大綱の考え方は子どもたちとその教育に焦点をあてて、鹿島市の教育の方向性を示す方針とする。名称案は1回目の会議時に案として名称を鹿島市教育・文化・スポーツに関する大綱と提案したが、より分かりやすくシンプルに鹿島市子ども教育に関する大綱とさせていただきたい。期間案は平成28年度から5年間、総合計画と整合性をとる。前回の会議で大綱の素案を示すとしていたが、大綱の編纂案として、大綱のスタイル、ボリューム、内容といったものを3パターン案を示して、確認していただきたい。A案は大綱を方針のみとし、鹿島市民憲章のイメージ。幾つかの項目をあげて、学力であれば、例えば個をいかした一人ひとりの能力を伸ばす教育を推進する中での学力

向上を目指しますというような書きぶり。B案は具体的な内容を盛り込み、全て大綱の中に子どもたちのあり方や方針、鹿島市の総合計画や鹿島市の教育など具体的な施策まで全て一つの冊子にした形で総合計画みたいな形。方針の前に学力を育み向上させるといった目標、ねらいを打ち出して、それから方針、そして施策等取組を文章にして細かく記述する形。C案、大綱には子どもたちのあり方、方針を一枚程度に盛り込んで、その付属資料的なものとして総合計画の内容を踏まえた施策を記載して、資料の枚数としては数枚程度。大綱にねらい、方針を記載して、それを補完する形で付属の資料というのを1つ付けて施策の項目を列挙する形。事務局としては、C案がある程度シンプルで視覚でも訴える効果もあって施策も記載するので、こういったスタイルで大綱を策定、たたき台素案を作っていきたい。）

- ・2つ補足。一つはB案では何か必要に迫られて急遽変えないといけないとなった時スピード感に欠ける。鹿島市の教育部分で手直しとかが必要になったら、大綱を直すという手続きがいる。もう一つは5年間というのがあるから、あまりに簡単だと日本国憲法じゃないけど50年もつ、金科玉条みたいになる。時代の流れについていけず、直す時に猛烈な議論が出てくると思う。機能性と安定性というのは本来二律背反だが、どこかでやっていかないといけないということで、C案を提案されている。
- ・C案を採用した方が一番すんなりいくんじゃないかなという気はする。
- ・大綱は5年間で完遂すると、そういうことで考えていいのか。
- ・5年間はこれでいきましょうと何かあったら見直しましょうと。
- ・たまたま鹿島市の場合が幸か不幸か地方創生と総合計画とが5年でほぼ一致しており、それと連携した方がいいと思う。だから5年。
- ・そういうのを考えるとC案ぐらいが一番良い。
- ・私もC案で良いと思う。
- ・B案というとあまりにも細目まで書くととっつきも悪く。
- ・名称の案で、鹿島子ども教育に関する大綱ということで、子どもをかなり強調してあるというイメージがするが、逆に限定するのはいかなものかと思う。
- ・2回から7回までの議論を踏まえて、子どもについてが一番大きく取り上げられたということで、まず子どもに特化した形で大綱を作ってみようじゃないかということ。
- ・教育基本法第17条は何て書いてあるのか。法律の規定でその規定を参酌して書いてある。
- ・教育基本法第17条は、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、

公表しなければならない。第 2 項に地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- ・大綱についての文科省中等教育局長通知によると、参酌するものは主に、国の基本的な方針とは主に成果目標の部分を、全体の骨子の全部を参酌しなさいとはなっていない。個別の施策について、主たる部分については国の方針を参酌しなさいと。
- ・法律上大綱とは教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を記載するものと定義されており、教育のほか学術、文化、スポーツも大綱の対象となるが、地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載する必要はないということを示されている。
- ・子どもに絞っていいか、地域の実情に応じてという部分で子どもに絞って鹿島は作りましたということでもいいのかどうか。
- ・子どもというのがついたことについては、ちょっと違和感というか、物足りないなところがあった。確かに今までの会議の中では子どもについてずっと話し合いを持ったと思うが、やっぱりその子どもを育てる親とか家庭、あるいは地域の問題が非常にウエイトとしては大きくなるんじゃないかなと思うので、そういうところまで含めたものになってほしいなというような気持ち。
- ・問題は子ども教育と言った時に、18 歳未満だけのことを言うのか、子ども教育のためには大人も関るので、大人ことも書きますよと、しかし焦点になっている対策は子どもと引っかけのあることしかやりませんということなのか、そこも話し合いをしといた方がいい。
- ・確かに会議の中では、子どもの教育については家庭も大人もしっかりしないといけないというふうな議論は確かにありました。
- ・ひっくり返すと社会人教育はやらないと、大学教育も書きませんとここにはという形で除外していく。
- ・そういう除外ではなくて、子どもに特化して、子どもの教育に焦点を絞ったという、他も大事だけれども子どもの教育に焦点を絞ったというイメージでタイトルを付けた。
- ・イメージも例えば子どもの教育そのものについて色々考えていくのか、あるいは子どもを育てるために大人も含めて社会全部が体制作りをしていこうとするのか、後者の分で捉えればいいのかと思う。
- ・説明書きでそれなりに文化スポーツにも広げての施策と書いてあれば少しはいいのかなと思う。タイトルだけ見たら子ども教育、子どもだけを対象にしたというような雰囲気になってしまうから。

- ・逆にそれでもいいのでは。子どもの教育に特化して、問題は親が関わっている場合、地域が関わっている場合、社会が関わっている場合、子どもがとにかく相手になっているものを全部これの対象にしますと。
- ・それをイメージすれば、いわゆる成人教育の部分も全部関わってくる子ども教育に。どっかで接点があると思う。
- ・役割は分かるような気がする、元々これは子どものためでしょう。
- ・幼児はどうする。
- ・幼児教育も含む。
- ・今の鹿島市の教育という冊子は高校まで対象になって書いている。
- ・対象は小中、社会教育方針の中では大人まで含めて社会教育
- ・高等学校辺りをこっちで書いてもいいものなのかという疑問。
- ・大綱というイメージの中で中学生までに限るとイメージできることを書いておけば。これは法律じゃないので、厳密な線引は必要ないという気もする。例えば幼児教育から小中学校教育をイメージとして大綱を策定しましたみたいな注意書きをすれば。
- ・これは書けばいいんじゃないじゃなくて、書いてやるのが大事。となると、八方美人みたいになんでも盛り込むと、焦点がぼけるのとやれなくなってしまふ。そういった意味では絞った方がいいと、問題はその時にそれを分かるような表題になった方がいいという話。
- ・事務局としては、子どもに焦点をあてて、C 案の場合は具体的な施策を含むことから、大綱の考え方に、子どもたちとその教育について、大綱の方針を見定めながら、第六次鹿島市総合計画にある施策や肉付けした施策を横断的かつ戦略的に展開する、いわば総合計画の教育施策に特化した戦略プランとして位置付けるということで、先程話があったように子ども教育と言いながらも、それに関わるものはひっくるめるということであれば、子ども教育と言いながらも、それに関わる人たちも含めた子ども教育ということで説明は成り立つという感じはする。
- ・今、確定的に決めるという必要はないが、鹿島市子ども教育大綱という題名で素案を書かせてもらいたいと、それで議論してもらおうということによろしいか。（「はい」「いいですよ」という発言あり）
- ・これだけは盛り込んでほしいということを残された時間でしっかりお話を聞くことができればと思う。
- ・総合計画の中でここに必然的に入ってくる項目というのはどんなことがあるか。
- ・第 4 章の教育文化の向上、他に総合計画には鹿島市全体の計画になるので、福祉の部分などが入ってくる。
- ・今、子どもたちが体験型を少しずつやっている。外を体験する、目を外に向けて、

色々体験するみたいなことは。

- ・最近、異世代間交流がちょっと話題になっている。
- ・市役所がやっているだけじゃなくて、民間も含め色々な交流をしている。
- ・子どもたちみんなそれぞれ色んなところで頑張っている。中体連、県の大会、それ以外は補助金が出ないという話で不公平感が出てくる。片方で体育でも文化でも頑張れと言いながら、頑張っても補助金が出ないというイメージ。
- ・青年団とか 4H クラブといった団体の話。4H クラブや漁業青年部などは保育園などに行って農業体験や海苔体験など色々活動している。
- ・そうやって支えてくれる団体を育成するというのも大事。
- ・子どもたちのあり方、目標、ねらい、どういった次の鹿島市を担う子どもたちであってほしいのか。
- ・知徳体バランス良く、学力もあって思いやりも持って気力体力そういうのも備わった子ども。
- ・問題は要求水準というのがある。どの程度の水準を狙うかという話。PTA の人達と話すと、一番は学力じゃない。学力があった方がいいに決まっているけど、ただ学力に限って言えば少し違う。都市型の人達は塾に行っても上げたいという人はいる、しかしそうじゃない人はそこそこでいいという話になる。でも健康、しっかりしている、迷惑をかけないというのは共通だった気がする。
- ・ただ我が家では言わないと聞いた、いじめられてもいじめても言わないと。
- ・やっぱり親に心配をかけられないというのが根底にあるのでは。
- ・心配をかけないと同時に怒られることは絶対に言わないと。
- ・それらをひと言で言えば自立心のある子どもを育てることにもなってくると思う。
- ・距離感が難しい。最近はこちらかと言うと、一般論として親とは上下ではなくて、横、仲良しみたいにしているお父さんの方が良いお父さんみたいな感じになっている。
- ・子どもたちの教育には、その取り巻く環境が入り込んでいく、家庭というのが。どういう子どもを育むのかというのが一番大綱の芯になってくると思う。それをするために周りがどういう施策をやっていくかということになろうかと思う。
- ・学力は高い人から低い人まで色々あるが、下の部分を何とか上の方に押し上げるようにすれば全体的な学力というのは上がったという評価になるから、底上げが大事ではないかという意見を言った記憶があるが、目標に取り上げてほしい。
- ・今のは多分日本共通のテーマだと思う。学力というのは何なんですか。
- ・よく言われるのが自ら学ぶ意欲それから思考力判断力表現力そういったものを全てを

含めて

- ・学力を上げるという話になるから、学力を判定しないといけない。それはテストなのか。

(以降、学力についての判定方法、公表、保護者への伝え方等に関する様々な議論)

- ・たたき台を出してもらった方が色々考え方も表現できると思う。
- ・今後の進め方として、事務局で C 案で素案たたき台を作る。最終的に 1 月末の会議で確認をしていただくという手続きをとる。2 月に、議会説明、パブコメをして、3 月の会議で議会、パブコメであった意見を議論をしていただき、3 月末には完成させたい。

(10 時 51 分から 11 時 00 分まで休憩)

(大代総務課長説明 大綱の位置付けについて 今度の大綱は法律に基づいて策定され、鹿島市総合総合計画は根拠の法令がなく、制度としては体系は異なる。総合計画との関係で言うと上下関係ではなく、体系も違う訳だが、総合計画は市全体の計画であり、これまでと内容的には齟齬があってはならないということで、整合性をとる。)

### (3) 鹿島市いじめ防止基本方針案

(染川教育次長説明 鹿島市いじめ防止基本方針案の説明 いじめ防止対策推進法、策定の意義、国及び佐賀県の基本方針の参酌、基本的な考え方、教育委員会の附属機関とする鹿島市いじめ問題対策委員会(第三者機関)の設置及び役割等、学校いじめ防止等対策委員会、学校の中での防止等の日頃の取組、重大事態が起こった時の対処(調査、調査結果の報告、市長による再調査)、基本方針の見直し等)

- ・決めるまでの手続きは。
- ・国と県の基本方針を参酌して市の基本方針をまず定める。最終的には教育委員会に諮る。
- ・どの名義で出すのか。
- ・名義は教育委員会。
- ・佐賀県は佐賀県。
- ・教育委員会で定めることにはなっていないと思う。
- ・第三者機関、委員会は常設なのか。
- ・まず重大事態を想定した委員会と考えている。急遽召集しても効果的でないということで、常設の委員会と兼ねて作りたい。
- ・附属機関は条例事項では。
- ・手続き上は 3 月議会に上程したいと考えている。

- ・3年を目途として見直しを行うとある。ここには市と書いてある。だからこれはちゃんと誰が決めるとかやっとならないといけない。教育委員会が決めるか市の名前で決めるか。
- ・法には確かに地方公共団体はとなっているので、鹿島市。
- ・基本方針と今議論している大綱とはどういう関係になるのか。基本方針、対策委員会を置くということが大綱の中を書くのか書かないのか、それとも大綱と並立しているのか。
- ・基本的には並立という考えでいる。大綱5年と基本方針3年というずれ
- ・基本方針は見直しを3年で行うと書いている。大綱は5年と決めておいて、入れていたら3年目に、その分だけ大綱を見直さないといけない。この3年は法定事項なのか。
- ・法定事項ではない。県の方針が3年ということでそれに合わせたような形。
- ・県の総合計画みたいなもので、いじめの話はどこに出てきているか。今度は、人口ビジョン、総合戦略、総合計画とかが全部色んなところで引っかかっているから、参酌すると言った以上は他のところはどういう親子関係になっているのかチェックしておかないと、勝手に3年で直していたら県は5年で直すことになるとか色々ある。
- ・県の方は3年。県の方は既に平成26年9月に策定されている。市とは時期はずれているが県の方針を見ながら市も3年ローリングしてみていく。
- ・この場で報告しておくのは、これは別だてで作るから、大綱の中に入りませんよと、教育大綱にはいじめはもう出てこないということで整理するかどうかという議論をしないといけない。
- ・大綱の中では一番柱で、国の考え方としては骨子として、国の大きな方針の流れではいじめの問題があってこの見直しがあっている。
- ・重大事態への対処イメージの中でこの総合教育会議の位置付けはどうなるのか。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4、総合教育会議の第2号の中で、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置という規定がある。当然これはいじめが含まれるので、いじめの重大事態がある時は、この総合教育会議はやはり召集する必要があるのではと思う。
- ・それまでは手を出さず、教育委員会の内部で処理して、重大な事態になったら出てくると、そうすると大綱ではそう書いておくのか。事前防止はどうするのか。
- ・総合計画には人権教育とかはある。
- ・大綱には、いじめに関することはいじめ防止基本方針を別途定めるみたいな形で表記をすることではいけないのか。そういう形で説明を加えればこれがいじめ防止の

部分とならないのか、それともこれを丸々大綱の中に含めないといけないとなれば、先程のなるべく見やすいような大綱と相反する形になる。

- それでいいと思うが、総合教育会議は天津事件を発端として迅速性を問われて始まったので、方針はこっちと言うのもあんまりおもしろくないのでは。ここでいじめに対しての措置を講ずるということになっているので、市長に報告があった時点で市長が召集をしてどうすればいいかというのを早く決めるような体制が方針の中には何も入っていないという気がする。
- 市長による再調査のところで出てくるので、より具体的なこと、段取りとかを詳しく説明するのを作ればいいのでは。
- 親子関係はそれで分かる。ただ極端に言うと、方針がしっかりしていれば今度の改正はいらないのではというぐらいの話。要するに大綱なんかいらぬという話。
- 大綱 C 案の付属資料の中に入り込んではどうかなと個人的にはイメージする。それによってこの基本方針はできたと、あと基本方針を大綱との関係を具体的に
- 別に市の方にいじめ問題連絡協議会を置くことができるという規定がある。附属機関として委員会と教育委員会に置くことができるので、市の方の分は作らなくていいのではということで実はこういう話になっている。何か重篤な時だけ調査チームで対応していただく。別に置けばそれは常時設定しなくてはいけない。
- 教育委員会の附属機関となった時、単純にマスコミ等と言う第三者委員会というイメージになるのか。
- 未確定だが、想定委員は、臨床心理士、警察 OB、大学の児童心理学の先生、児童福祉士をいじめ問題対策委員会にお願いして、そこはどちらかと言うと第三者機関という位置付けにしたい、諮問して調査、検討をしていただくというような機関にしたいと、外向きには第三者機関という位置付けでいいと思っている。市としてそういう第三者チームがいるということがいいのではないかと考えている。
- 教育委員会の附属機関でさえ、対外的に色んな問題が起きたとかということであったら再調査、いじめ問題対策委員会のチームとはまた別組織で作る必要がある。
- 別の自治体の事案の例では、教育委員会、学校の調査が甘いということで保護者の方から、市長部局の方から代表者を選任されて、調査チームを作るというようなパターンもある。
- 分かりやすいのが、基本方針があって、万一の時の第三者機関というのを別に作らないといけないという、全部分かるようなイメージ図を。それと教育委員会の附属機関とした時、どれだけの正当性があるかという話。方針だけなら、そんなに議論にならないけど、今度は大綱も出ていく。条例、予算、制度、その上に総合計画、地方創生戦略も出てくるから、整理しておかないといけない。

## 5 その他

橋村総務部長 5番目のその他ですけど、次回の日程なんですが

大代総務課長 今月末で市長の日程を確認してみますと、22日来週になりますが、22日の午前中、金曜日になります。

橋村総務部長 大綱素案のたたき台を数日前にお送りしたいと思いますので、それを見ながら、不足している、これを入れてとか、そういったことを次回の会議では議論したいと思いますので、よろしいでしょうか。そしたら、今日は、通常より1時間長くということで貴重な時間を拝借させていただきありがとうございました。これをもちまして教育戦略会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(11:54)

- ・ 次回開催日 平成28年1月22日(金) 10時30分から  
協議事項「大綱素案たたき台について」